

平成 30 年度 発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業
(特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業)
成果報告書

実施機関名 (調布市教育委員会)

1. 問題意識・提案背景

本市は、平成 25 年から 3 年間にわたり、調布市立調和小学校をモデルスクールとして、文部科学省委託インクルーシブ教育システム構築モデルスクール事業に参画した。本事業により、通級による指導の内容及び方法の改善や、学級担任によるユニバーサル・デザインの考え方に基づく授業改善に向けた組織的な研究を実施することができ、特に、市内小学校において特別支援教育の推進を図ることができた。平成 28 年度は、本市全小学校児童数の 3 %が情緒障害等通級指導教室担任による巡回指導を受け、平成 29 年度は全児童数の約 4 %、平成 30 年度は全児童の約 5 %が情緒障害等通級指導教室担任による巡回指導を受けている。

一方で、市内中学校においては、特別な支援を要する生徒の増加及び教育的ニーズの多様化が顕著に見られる。このことは、障害のある生徒のみならず、障害があることが周囲から認知されていないものの学習上または生活上の困難のある生徒が、生活年齢により顕在化されていると思われる。その中には、生徒の学習上または生活上の困難が背景となった、いじめや不登校等の問題も見られる。不登校の対策については、市内中学校において、平成 30 年度に文部科学省指定不登校特例校分教室を開設し、特別支援教育の視点を踏まえた不登校生徒の生活指導及び社会性の指導等の情報連携を行った。

しかしながら、各中学校における特別支援教育の校内体制の構築及び本市における中学校を対象とした特別支援教育の推進は、全体を通して、十分とはいえない状況にある。具体的には、学校経営方針に明確に位置付けた特別支援教育の推進及び P D C A サイクルの構築、生徒及び保護者の教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供及び生徒指導の充実、学校組織で行うユニバーサル・デザインの考え方に基づいた授業改善、基礎的環境整備としての情緒障害等通級指導教室の増設、生徒の教育的ニーズの多様化に対応した中学校通級指導教室における指導の充実等が、課題となっている。

2. 目的・目標

目的：特別な支援を要する生徒の増加及び多様化に対応した、中学校における特別支援教育の体制整備の充実

目標：①指定校において、学校経営方針に特別支援教育を明確に位置付けた、効果的な校内体制を構築する。

②指定校において、生徒及び保護者の教育的ニーズの的確な理解に基づいた、効果的な合理的配慮の提供ができる校内体制を構築する。

③指定校において、特別な支援を要する生徒の学習上または生活上の困難な状況及び、これらを背景とする生徒指導上の学校問題に対応した校内体制を構築する。

④市内中学校において、指定校の取組を共有し、特別支援教育を視点とした学校経営の在り方について理解するとともに、生徒の教育的ニーズの多様化に対応した市内中学校情

緒障害等通級指導教室における指導の充実を図る。

3. 主な成果

①多様化する生徒の実態に対応した学びの場の構築

指定校では、次の取組を行った。

ア 情緒障害等通級指導教室の開設

イ 校内型取り出し指導リソースルームの更なる整備

それぞれの取組に対し、学校経営スーパーバイザーによる助言を受け、校内体制を整えた。

また、市内においては、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(教育機会確保法)に基づいた「文部科学省指定不登校特例校分教室」を開設し、不登校の生徒が社会的に自立するための学びの場を構築した。

その結果、多様化する中学生の生徒の実態に対応し、市内で以下の3つの学びの場を整えることができた。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 校内型取り出し指導リソースルームでの学びの場(2) 情緒障害等通級指導教室での学びの場(3) 文部科学省指定不登校特例校分教室（はしうち教室）での学びの場 |
|---|

これらの学びの場を整えることで、本人及び保護者の申し出により、合理的配慮の提供として、生徒の教育的ニーズに応じた学びの場を利用できる体制を整えることができた。

②「校内委員会に係る指針」による、中学校の特別支援教育の推進及びP D C Aサイクルの構築

指定校における「リソースルーム」及び指定校を含む「情緒障害等通級指導教室」の取組実践を踏まえ、教育委員会は、「校内委員会に係る指針」を作製した。

本指針の資料については、各中学校の校内研修や、特別支援教育コーディネーター対象の研修で活用した。

その結果、各校でユニバーサル・デザインの考えに基づいた環境の整備や指導の工夫が図られたり、資料に基づいた生徒の実態把握のためのケース会や合理的配慮の申し出における校内委員会での組織的な検討が行われたりすることにつながり、学校経営方針に明確に位置付けた特別支援教育の推進及び校内委員会の適正化によるP D C Aサイクルの構築を図ることができた。

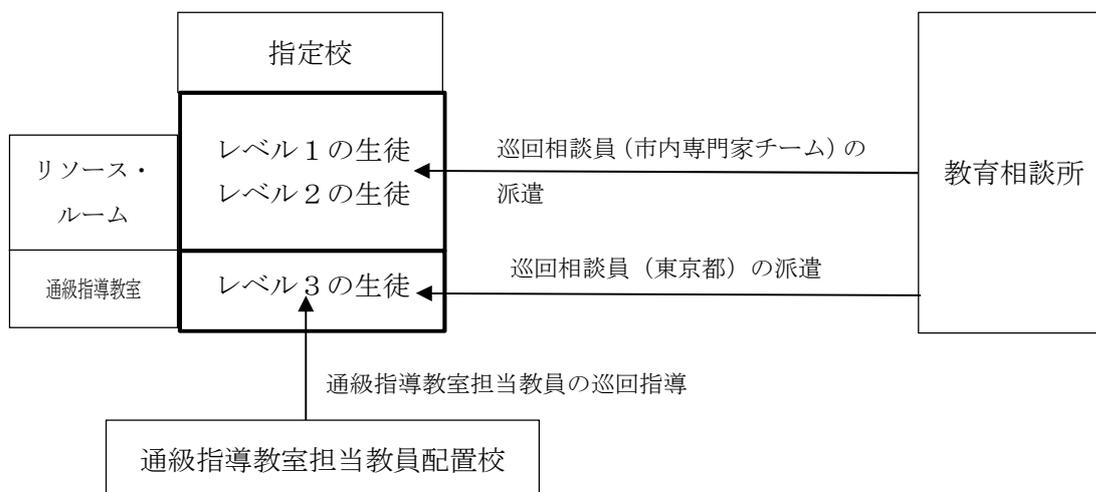
③「校内通級教室（情緒障害等通級指導教室のこと。）ガイドライン」による、中学校情緒障害等通級指導教室の指導の充実及び特別支援教育の支援体制を引き継ぐためのシステムの構築

指定校に在籍する生徒等を対象にした、中学校情緒障害等通級指導教室の指導について、学校経営スーパーバイザーからの助言を受け、授業改善を図った。

その際の課題点や学校経営の視点からの課題点等をまとめ、教育委員会は、「校内通級教室ガイドライン」を策定し、全小・中学校に配布した。

その結果、中学校情緒障害等通級指導教室の指導の充実及び小学校から中学校に特別支援教育の支援体制を引き継ぐためのシステムの構築を図ることができた。

④指定校の外部専門機関等との連携図



【参考】発達障害のある児童・生徒への支援のレベル

レベル1	巡回指導教員（通級指導教室担当教員のこと。）や臨床発達心理士等の助言に基づく、学級担任や教科担任の指導法の工夫等により、児童・生徒が抱えている困難さへの対応が可能と思われる程度
レベル2	校内・外の人的資源等を活用することにより、児童・生徒が抱えている困難さへの対応が可能と思われる程度
レベル3	特別支援教室（通級指導教室のこと。）での特別な指導が必要と思われる程度

（「中学校における特別支援教室の導入ガイドライン」、東京都教育委員会より）

4. 教育委員会及び指定校における取組概要

【学校種：中学校】

① 専門家を活用した学校経営等の策定

（教育委員会の取組）

- (1) 「特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業運営協議会」を設置し、指定校及び教育委員会の取組の効果を検証した。

学校経営構築研究開発事業運営協議会では、指定校のリソースルームにおける指導、中学校情緒障害等通級指導教室における指導、中学校におけるいじめ・不登校に係る現状と課題等が話し合わされた。また、不登校特例校分教室に係る現状と課題も共有した。

- (2) 定期的に担当指導主事及び学校経営アドバイザーが指定校を訪問するとともに、校内委員会の参加及び個別の取り出し指導の視察等を実施し、合理的配慮の提供の検討及び実施の進捗状況を把握し、学校に指導・助言した。

具体的には、担当指導主事が月1回から2回、学校経営アドバイザーが全16回学校訪問し、上記の取組を行った。

- (3) 中学校通級指導教室における指導内容・方法の改善を行うとともに、「校内通級教室ガイドライン」を作製・配布した。

指定校及び市内の中学校通級指導教室に担当指導主事及び学校経営アドバイザーが訪問し、生徒の実態に基づいた指導に係る助言をするとともに、教育課程編成上の課題としてまとめ、「校内通級教室ガイドライン」を作製し、全小・中学校に配布した。

(指定校の取組)

(1)学校経営方針に次の文言を入れ，策定した。

特別支援教育コーディネーターを中心に，校内委員会で支援が必要な生徒の支援方法を検討し，巡回指導による通級指導とリソースルームの連携を図るとともに，スクールサポーター（学級内において特別支援を要する児童・生徒への指導補助等を行う市の専門嘱託員のこと。）を活用しながら，個別指導計画（個別の指導計画のこと）や個別の教育支援計画に基づいて指導・支援を行う。

(2)リソースルームの内容を焦点化し，担当指導主事や学校経営アドバイザーからの助言を受けながら，取組を継続した。

平成 29 年度に，指定校に校内型取り出し指導リソースルーム（必要に応じて生徒の学習上または生活上の困難を克服するための支援内容及び，いじめや不登校等，生徒指導上の課題等に対応した支援内容を取り扱いながら，個に応じた学習指導を行う教室のこと。）を設置し，校内体制を構築した。

平成 30 年度からは，本事業の取組の反省を踏まえ，情緒障害等通級指導教室の開設に伴い，リソースルームを「必要に応じて，いじめや不登校等，生徒指導上の課題等に対応した支援内容を取り扱いながら，個に応じた学習指導を行う教室のこと。」と焦点化して改め，教育課程の整合性を図るとともに，情緒障害等通級指導教室との役割分担を明確にして実施した。

(主な成果)

(1)特別支援教育の視点を踏まえた学校経営方針の策定の前提条件となる，生活指導に係る留意点の共有

学校経営構築研究開発事業運営協議会において，特別支援教育の視点を踏まえた学校経営方針の策定のためには，特に生活指導に係る生徒の現状把握についての共通理解が重要であることが共有され，留意事項として次の 3 点としてまとめた。

特別支援教育の視点を踏まえた生活指導の充実のために

【生徒の現状把握に係る留意事項】

- ①生徒の現状の「背景」を捉えること（「現状のみ」で対応策を考えない）
- ②当事者意識で捉えないこと（そのために，校内の組織体制を構築すること，教員自身が「問題の外在化」を図ること）
問題の外在化の例：「生徒の問題」ではなく「生徒の行動の問題」と捉える
- ③生徒の長所も捉え，生かすこと（肯定的評価で生徒を捉える，長所を伸ばす視点だけでなく，長所を課題解決に生かす視点も踏まえる）

生徒の自己指導能力の育成や生活指導上の課題解決を図るためには，上記の留意事項が周知された校内の支援体制が前提条件であり，特別支援教育の視点を踏まえた学校経営方針等を策定する際に，十分に周知することを確認した。

以上については，後述する「校内委員会に係る指針」にまとめ，小・中学校で共有を図った。

(2)多様化する生徒の実態に対応した学びの場の整備

本事業による、リソースルーム及び情緒障害等通級指導教室に係る取組により、多様化する生徒の実態に対応した、次の3つの学びの場を整えることができた。

ア リソースルームでの学びの場

イ 情緒障害等通級指導教室での学びの場

ウ 文部科学省指定不登校特例校分教室（はしうち教室）での学びの場

ア リソースルームでの学びの場

生徒の実態として、「情緒障害等通級指導学級での特別の指導を行うレベルではないが、学習や人間関係等で悩んでいる生徒」や「不登校等の生活指導上の問題があり、現状では通常の学級での学習は難しいが取り出しにおける学習が可能な生徒」を対象とし、本人及び保護者の申し出により、学びの場を提供した。

教科担当の教員と支援員が綿密に連携を図り、未学習の内容について個別学習の支援をしたり、生徒の障害の特性を踏まえ、低刺激による学習環境を整備したりした。

イ 情緒障害等通級指導教室での学びの場

指定校に、情緒障害等通級指導教室を開設し、特別な支援を必要とする生徒について、学習上または生活上の困難を克服、改善するための特別な指導を行う校内体制を構築した。

東京都では、令和3年度までに、東京都内の中学校全校に特別支援教室（情緒障害等通級指導教室）を導入し、情緒障害等通級指導教室担任による巡回指導の実現を目指している。

指定校では、東京都の趣旨による情緒障害等通級指導教室を平成30年度から導入し、特別支援教育の体制を整備した。

令和元年度には、指定校での取組を踏まえ、市内全中学校に情緒障害等通級指導教室を開設する予定である。

ウ 文部科学省指定不登校特例校分教室での学びの場

市内において、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(教育機会確保法)に基づいた「文部科学省指定不登校特例校分教室」を開設した。

本事業との取組を踏まえ、学びの場を明確にするために、障害による不当な差別的取り扱いに該当しない入室条件を前提とし、発達障害等のある生徒を含め、不登校の生徒が社会的に自立することを支援する学びの場を構築した。

② 合理的配慮の提供に係る体制整備の在り方

(教育委員会の取組)

(1)各学校の「合理的配慮の提供例」をとりまとめて共有するとともに、指定校の取組実践を踏まえて「合理的配慮の提供のプロセスの例」を作成し、特別支援教育コーディネーター対象の研修で共有した。

公立小・中学校における合理的配慮については、本人及び保護者からの申し出を受け、建設的な対話を経て、過重な負担に該当しない限り、提供することが義務付けられている。

学校は、校内の環境及び支援体制、地域及び児童・生徒の実態等を踏まえ、提供に係る検討することとなるが、「学校間で明らかに相違がある」「建設的な対話が図られなかった」等の意見が保護者から寄せられ、教育委員会が指導する事例もあった。

これらの問題に正対し、特別支援教育コーディネーターを対象にした研修において、指定校

における合理的配慮の提供に係る実践報告とともに、「合理的配慮の提供例」や「合理的配慮の提供のプロセス」を共有することとした。

(2) 「校内委員会に係る指針」を作製し、全小・中学校に共有を図った。

指定校における「リソースルーム」及び「情緒障害等通級指導教室」の取組実践を踏まえ、教育委員会は、上記の内容を含む「校内委員会に係る指針」を作製した。

「校内委員会に係る指針」には、主に次の内容が示されている。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 校内委員会の役割2 特別な支援を必要とする児童・生徒の現状把握の共有から支援方針の決定まで3 児童・生徒の多様な学びの場に係る検討4 児童・生徒（保護者）の申し出による合理的配慮に係る検討5 個別の教育支援計画や個別指導計画の記述の検討 |
|--|

（指定校の取組）

(1) 生徒及び保護者の教育的ニーズに的確に対応した合理的配慮の提供のために必要な校内委員会の在り方を整理した。

具体的には、次のプロセスを経た。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">ア 本人及び保護者からの申し出の聴取及び前年度からの引き継ぎ事項の確認イ 合理的配慮の検討ウ 個別の教育支援計画（案）及び個別指導計画（案）の作成エ 本人及び保護者との話し合いによる合意形成オ 合理的配慮の提供カ 合理的配慮の評価 |
|--|

これらのプロセスを含め、「個別の教育支援計画 作成年間スケジュール」としてまとめ、学校全体で実施した。また、保護者会で個別の教育支援計画や合理的配慮の手続きについて周知した。

合理的配慮の提供をすることになった生徒については、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を必ず作成することとした。

(主な成果)

(1)合理的配慮の提供のプロセスの構築

指定校での取組実践を参考にし、「合理的配慮の提供のプロセスの例」としてまとめ、「校内委員会に係る指針」に反映させて、共有を図ることができた。

また、本人及び保護者との話し合いによる合意形成の際に、本人及び保護者から異議申し立てがある場合は、教育委員会を窓口とし、教育委員会が調整して学校と本人及び保護者との建設的対話ができるシステムを構築した。

その結果、小・中学校は、本人及び保護者から合理的配慮の申し出があった際、プロセスに基づき、教員が見通しをもって検討から実施及び評価までを行える支援体制づくりを図ることができた。

合理的配慮の提供のプロセスの例

1 本人（保護者）の申し出

（整理）社会的障壁である…

（A）

をなくす、解消するために 【目標：除去】

（B）

を学校に求めます。 【手段：合理的配慮】

※（A）（B）いずれかが不足していれば、聴取します。

2 合理的配慮の検討【（A）の検討】

（1）本人の学習上または生活上の困難さの様子【現状の把握】

（2）考えられる背景・要因【原因の推測】

（3）心理検査の所見、診断書、通級担当教員・心理士等の見立てから【客観性の確保】

（4）社会的障壁の除去の必要性（→「①共に学べるか」「②十分な教育を受けられるか」）【上位目標の確認】

3 合理的配慮の検討【（B）の検討】

- ①社会的障壁の除去が実現できるか →
- ②実行可能か →
- ③効率的か（より効率的な手段はないか） →
- ④副作用はないか（副作用にどう対応するか） →
- ⑤教職員間でどう合意形成を図るか →

※過重な負担の場合の代替案【（B'）】

（B'）

4 個別の教育支援計画、個別の指導計画への記入【合意形成①】

5 本人（保護者）への説明【合意形成②】

- ①建設的な対話ができただか →
- ②合意形成が得られたか →

※ 合意形成が得られない場合→継続相談、または異議申し立て相談窓口【教育委員会指導室】へ

6 合理的配慮の提供【実施】

7 合理的配慮の評価【1または2へ→PDCAサイクルの構築】

- ①必要な場面で合理的配慮を提供できたか →（改善案）
- ②社会的障壁を除去できたか →（改善案）

③ 発達障害等の可能性のある幼児児童生徒を取り巻くいじめの防止、不登校対策等の生徒指導上の学校課題に対する体制整備の在り方

(教育委員会の取組)

(1)発達障害等の可能性のある児童・生徒を取り巻くいじめについて、指定校からの事例や教育委員会が対応した事例をとりまとめた。

主に、以下の事例があった。

- ア 発達障害のある児童・生徒がいじめの被害者であり、特別支援教育の視点からの組織的な解決が必要であった事例
- イ 発達障害のある児童がいじめの加害者であり、特別支援教育の視点からの組織的な解決が必要であった事例
- ウ いじめの被害者であるにも関わらず、児童の発達障害の特性による行動のために、いじめの加害者でもあると誤って受け止められ、特別支援教育の視点からの組織的な解決が必要であった事例

内容が損なわない範囲で事実を変更する等、個人情報の取り扱いに十分に配慮した上で、個別的な事例をとりあげ、主任教諭（校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割、指導・監督層である主幹教諭の補佐、同僚や若手職員への助言・支援などの指導的役割を職務内容とする教員のこと。）対象の研修に活用した。

(2)文部科学省指定不登校特例校分教室及び小・中学校の不登校対策で活用することを想定し、「不登校アセスメントシート（案）」を作成した。

不登校の経過段階や分類、発達障害等の有無、心のエネルギー指標及び自尊感情測定尺度（東京都版）のアセスメント結果等を表記し、分析ができる。

今後、教育委員会の事業である「不登校の児童・生徒への支援委員会」や、文部科学省指定不登校特例校分教室における取組実践を踏まえ、効果を検証する。

(3)文部科学省指定不登校特例校分教室に係るガイドラインの修正検討とともに、教育課程の編成に係る指導・助言をした。

平成 30 年度に開設した、不登校生徒のための学びの場である文部科学省指定不登校特例校分教室の取組実践を踏まえ、不登校特例校ガイドラインの修正に係る検討を実施した。また、特別支援教育の視点を踏まえた体制も踏まえ、平成 31 年度教育課程の編成に係る指導・助言をした。

(指定校の取組)

(1)発達障害等の可能性のある児童・生徒を取り巻く生徒指導上の学校問題について、校内研修で事例として取り上げて、組織体制の構築を図った。

研修では、生徒指導上の学校問題として、生徒への説諭等では解決できない事例について協議をし、生徒の現状の背景・要因を特別支援教育の視点から捉えることや、ブリーフセラピーや肯定的フィードバック法等の支援法について共有した。

(主な成果)

(1)発達障害等の可能性のある児童・生徒を取り巻くいじめの早期対応及び未然防止を目指した事例の収集

発達障害等の可能性のある児童・生徒を取り巻くいじめの早期対応及び未然防止のために

は、特別支援教育の視点を踏まえた組織構築についての共通認識が必要である。

本事業の取組において、数事例を収集することができ、研修に役立てることができた。今後は、事例のさらなる収集、分析及び研究を進め、資料の作製・配布を通して共通認識を図る。

(2)不登校児童・生徒の客観的な実態把握に基づいた支援体制の推進

不登校アセスメントシートの提案により、これまで体系してまとめることが難しかった不登校児童・生徒に係る実態把握について、小・中学校で共通認識をもち、支援体制の推進を図ることができた。

④ 特別支援教育コーディネーターの負担軽減のための体制の在り方

- ・指名している人数
5名
- ・指名している者ごとの具体的な職務内容
 - (1) 連絡調整
 - (2) 教員，保護者，外部機関との連携
 - (3) 特別支援教育対象生徒の把握，支援状況の確認
- ・軽減している職務内容
なし
- ・特別支援教育コーディネーターとして職務に従事している時間数（月平均）
27時間程度
- ・特別支援教育コーディネーターの人選方法や必要な資質
 - (1) 人選方法
校長が任命し、校務分掌に位置づける。
 - (2) 必要な資質
調整能力，広い視野、情報収集力、研修意欲
- ・特別支援教育コーディネーターの学校における通常の役職、任期
 - (1) 通常の役職
主任教諭，通級指導教室担当教員
 - (2) 任期
1年。更新あり。
- ・特別支援教育コーディネーター育成のための教育委員会としての取組
 - (1) 特別支援教育コーディネーター対象の「特別支援教育推進委員会」の開催（年3回）
 - (2) 指導主事学校訪問による校内委員会運営の指導・助言
 - (3) 令和元年度に、特別支援教育コーディネーター対象の研修プログラムを構築し、令和2年度から実施予定

5. 今後の課題と対応

課題1 学校経営方針に明確に位置付けた特別支援教育の更なる推進及びPDCAサイクルの構築

- (1)本事業の取組結果を校長会等で報告するとともに、不当な差別的取り扱いや合理的配慮について管理職を対象にした研修を実施し、学校経営方針に特別支援教育を具体的に位

置付けるよう助言する。

- (2)「校内委員会に係る指針」を改訂して更なる周知を図るとともに、特別支援教育コーディネーターを対象にした単位性の研修を導入し、学校経営方針に基づいた校内委員会の組織的な運営が行えるようにする。

課題2 生徒の教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供及び生徒指導のさらなる充実

- (1)各校の合理的配慮の提供までの手続きを検証して課題解決を図り、本事業で作成した「合理的配慮の提供のプロセスの例」を全中学校で確実に実施できるようにする。
- (2)全中学校の個別の教育支援計画及び個別の指導計画の提出を求め、問題点を明らかにした上で課題解決のための手だてを提案し、生徒の教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供が確実に実施できるようにする。
- (3)本人及び保護者の申し出による合理的配慮の提供のプロセスだけでなく、教職員の気づきや前年度の引継ぎにより明らかになる生徒の指導上の配慮についても、提供までのプロセスを明確にし、組織的な体制が図られるようにする。

課題3 発達障害等の可能性のある幼児児童生徒を取り巻くいじめの防止、不登校対策等の充実

- (1)発達障害等の可能性のある児童・生徒を取り巻くいじめの未然防止、早期対応に係る事例を集め、事例についての研究をすることにより、未然防止及び早期対応策の構築に有用な資料としてまとめ、全中学校で共有できるようにする。
- (2)特別支援教育の視点を踏まえた生活指導について、先行事例や体系化された手法等をまとめ、各中学校の特別支援教育コーディネーター及び生活指導主任に周知する。
- (3)文部科学省指定不登校特例校分教室において、不登校アセスメントシート等を活用した校内研究を推進し、教育委員会の事業である「不登校の児童・生徒への支援委員会」で共有することで、各校への普及を図る。

6. 指定校について

(中学校)

指定校名：調布市立第八中学校												
	第1学年				第2学年				第3学年			
	生徒数		学級数		生徒数		学級数		生徒数		学級数	
通常の学級	79		3		62		2		92		3	
特別支援学級	0		0		0		0		0		0	
通級による指導 (対象者数)	15		0		9		0		14		0	
	校長	副校長 ・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援教育 支援員	スクール カウンセ ラー	その他	計
教職員数	1	1	1	14	1	1	4	4	1	2	1	31

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：5人

※通級による指導の対象としている障害種：情緒障害等

7. 問い合わせ先

組織名 東京都調布市教育委員会教育部

- (1) 担当部署 指導室
- (2) 所在地 東京都調布市小島町2-36-1
- (3) 電話番号 042-481-7479
- (4) FAX 番号 042-481-6466
- (5) メールアドレス sidou@chofu-schools.jp